

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則第 5 条第 1 項第 7 号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
あわびを目的とする潜水器漁業	1	定めなし	定めなし	共第 10 号共同漁業権の漁場の区域のうち、鎌倉市稲村ガ崎地先から同市材木座地先に至る海面	1 月 1 日から 10 月 31 日まで。	鎌倉市に主な漁業根拠地※を有し、かつ、共第 10 号共同漁業権の漁業権の免許を受けている者若しくは当該漁業権の免許を受けている者の受忍を受けている者。	なし	令和 4 年 9 月 22 日から同年 10 月 5 日まで	令和 4 年 10 月 8 日から令和 8 年 12 月 14 日まで

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。